○情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)(附則第五条関係)

2 [略]	2 [略]	2 [略]
V.	なければならない。	な施策を講じなければならない。
ために必要な施策を講じなければならな	差の是正を図るために必要な施策を講じ	会における格差の是正を図るために必要
は利用の機会における格差の是正を図る	のための能力又は利用の機会における格	信技術の利用のための能力又は利用の機
づく情報通信技術の利用のための能力又	の他の要因に基づく情報通信技術の利用	済的な状況その他の要因に基づく情報通
的な条件、地理的な制約その他の要因に基	的な条件、地理的な制約、経済的な状況そ	の有無等の心身の状態、地理的な制約、経
質の向上のための施策その他の年齢、身体	質の向上のための施策その他の年齢、身体	質の向上のための施策その他の年齢、障害
めの施策、当該援助を行う者の確保及び資	めの施策、当該援助を行う者の確保及び資	めの施策、当該援助を行う者の確保及び資
援助を求めることができるようにするた	援助を求めることができるようにするた	援助を求めることができるようにするた
十分でない者が身近に相談、助言その他の	十分でない者が身近に相談、助言その他の	十分でない者が身近に相談、助言その他の
技術の利用のための能力又は知識経験が	技術の利用のための能力又は知識経験が	技術の利用のための能力又は知識経験が
信技術の便益を享受できるよう、情報通信	信技術の便益を享受できるよう、情報通信	信技術の便益を享受できるよう、情報通信
政の推進に当たっては、全ての者が情報通	政の推進に当たっては、全ての者が情報通	政の推進に当たっては、全ての者が情報通
第十二条 国は、情報通信技術を活用した行	第十二条 国は、情報通信技術を活用した行	第十二条 国は、情報通信技術を活用した行
ける格差の是正)	ける格差の是正)	ける格差の是正)
(情報通信技術の利用のための能力等にお	(情報通信技術の利用のための能力等にお	(情報通信技術の利用のための能力等にお
現行	修正前	修正後
傍線部分は改正部分、ゴシック部分は修正部分〕	[傍熄	

○官民データ活用推進基本法 (平成二十八年法律第百三号) (附則第八条関係)		傍線部分は改正部分、ゴシック部分は修正部分〕
修正後	修正前	現行
(利用の機会等の格差の是正)	(利用の機会等の格差の是正)	(利用の機会等の格差の是正)
第十四条 国は、地理的な制約、年齢、障害	第十四条 国は、地理的な制約、年齢、身体	第十四条 国は、地理的な制約、年齢、身体
の有無等の心身の状態、経済的な状況その	的な条件、経済的な状況 その他の要因に基	的な条件その他の要因に基づく情報通信
他の要因に基づく情報通信技術の利用の	づく情報通信技術の利用の機会又は活用	技術の利用の機会又は活用のための能力
機会又は活用のための能力における格差	のための能力における格差の是正を図る	における格差の是正を図るため、官民デー
の是正を図るため、官民データ活用を通じ	ため、官民データ活用を通じたサービスの	タ活用を通じたサービスの開発及び提供
たサービスの開発及び提供並びに技術の	開発及び提供並びに技術の開発及び普及	並びに技術の開発及び普及の促進その他
開発及び普及の促進その他の必要な措置	の促進その他の必要な措置を講ずるもの	の必要な措置を講ずるものとする。
を講ずるものとする。	とする。	